

2019年度 部活動 活動方針

1 目標

- 墨坂中学校の生徒としての誇りと自覚を持ち、目標に向かって自己を高めていく意欲的な生徒の育成を図る。
 - (1) 興味・関心を同じくする友と一緒に切磋琢磨し、自己を磨き、高める。
 - (2) 各生徒の持つ能力や長所を伸ばせるように、体力の向上や技術の習得、感性・情緒の成長を図り、生活を豊かにする。
 - (3) 指導者の適切な指導を受け、練習や研究・制作（製作）を工夫し、協力しあって進めることを通して、自主性や創造性を高める。
 - (4) 楽しい中にも規律ある集団活動を通して、個人と集団との好ましい在り方を学び、より望ましい人間関係を築こうとする態度を養う。
 - (5) 競技会、発表会、コンクール等の対外行事・諸経験を通して、学校を代表して活動できる資質を養う。

2 本校の運営方針

須坂市中学校部活動運営連絡協議会の方針に則して運営を進める。

- 休養日の設定
 - ・水曜日の午後は原則として年間を通して部活動を行わない日とする（ノー部活デー）。
- 活動時間
 - ・平日の運動時間については、2時間までとする。
 - ・土日のどちらか半日は部活動として行うことは可とする。活動時間は3時間までとする。週末に練習試合等で活動した場合は、休養日を翌週又は翌々週の週末、又は祝日に振り替える。
- 朝の活動方針
 - ・朝の部活動は原則として行わない。自主練習も同様。ただし、日没が早く、放課後の練習時間が確保できない時期と、学校長が特に認めた日は、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で練習計画を立て、安全配慮ができた場合のみ、朝の部活動を実施することができる。この場合も放課後の活動時間と合わせて1日の活動時間の範囲を越えないこととする。
- 長期休業中の活動方針
 - ・休業期間の半分以上の休養日を設定し、学校閉庁期間は活動を実施しない。また、できるだけ平日に活動を行う。
 - ・年末年始休業期間は、原則としてオフシーズンとする。
- 地域の社会体育活動との連携又は区別等
 - ・社会体育活動の今後の方向については須坂市運営協議会が、2020年度内に部活動又は地域において実施されている社会体育活動・社会文化クラブ活動に移行することを検討中。
 - ・社会体育活動と部活動の線引きを明らかにするとともに、適正な活動が運営されるように、社会体育活動の主体となる保護者会に依頼をする。
- 大会等への参加方針
 - ・対外試合・コンクールについては事前に学校長に申し出て許可を受けたもののみ参加可とする。
- スポーツ活動運営委員会等、課外活動や部活動運営に係る協議の場の設営
 - ・須坂市中学校部活動運営連絡協議会での方針に基づき、墨坂中学校部活動運営委員会で協議の場を設定する。

3 指導体制の工夫

- ・外部指導者については、『外部指導者契約書』を交わした上で指導を依頼する。
- ・部活動指導員は3名活用する（男女ソフトテニス、サッカー、女子バスケットボールを予定）。
- ・学校の定める完全下校時刻（部活動終了時刻を設定した場合はその時刻。以下同じ。）までは、学校が責任を負う。その他、社会体育・文化クラブで活動する場合（帰宅までを含む）は、保護者会が責任を負う。

4 その他

- ・新入生については、新入生説明会及び年度当初に部活動の説明を行う。
- ・年度当初に部活動毎、保護者懇談会を実施する。